

介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

介護予防通所リハビリテーション利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	2,053	3,999
サービス提供体制強化加算（I） ※1	88	176
1月当たりの負担額	2,141	4,175
食材費	1食 556	1食 556
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 20	- 40
運動機能向上加算 ※3	225	225
若年性認知症利用者受入加算 ※4	240	240
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47	
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20	

※食材費以外は全て月単位の料金

その他の料金

（単位；円）

おむつ代	実費相当額
------	-------

【別表 - 2の利用料金項目※1～6の内約】

- ※1 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1月につき減算します。
- ※3 利用者の運動器の機能向上を目的として、運動器機能向上サービスを行った場合に算定します。
- ※4 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。

介護予防通所リハビリテーション利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	4,106	7,998
サービス提供体制強化加算（I） ※1	176	352
1月当たりの負担額	4,282	8,350
食材費	1食 556	1食 556
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 40	- 80
運動機能向上加算 ※3	450	450
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47	
介護職員等特定処遇改善加算（1） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20	

※食材費以外は全て月単位の料金

その他の料金

（単位；円）

おむつ代	実費相当額
------	-------

【別表 - 2の利用料金項目※1～6の内約】

- ※1 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1月につき減算します。
- ※3 利用者の運動器の機能向上を目的として、運動器機能向上サービスを行った場合に算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。

介護予防通所リハビリテーション利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	6,159	11,997
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※1	264	528
1月当たりの負担額	6,423	12,525
食材費	1食 556	1食 556
利用開始から12月を超えた場合 ※2	- 60	- 120
運動機能向上加算 ※3	675	675
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20	

※食材費以外は全て月単位の料金

その他の料金

（単位；円）

おむつ代	実費相当額
------	-------

【別表 - 2の利用料金項目※1～6の内約】

- ※1 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※2 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合、1月につき減算します。
- ※3 利用者の運動器の機能向上を目的として、運動器機能向上サービスを行った場合に算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。